

資料 2

令和7年度
一関市指定給水装置工事事業者講習会

給水装置工事の施工について

一関市上下水道お客様センター
令和8年3月5日

給水装置工事の施工について

- ▶ 1.給水装置工事の流れ
- ▶ 2.工事申請の注意点
- ▶ 3.施工中の留意点
- ▶ 4.竣工検査について

はじめに ～指定工事事業者の皆様へお願い～

- ・ 無断工事は絶対禁止
- ・ 家屋解体は撤去工事、建替えは改造工事で申請
- ・ 複数のお宅に影響する断水を行う場合は市に報告
- ・ 年末や年度末工期の工事は計画的に

1.給水装置工事の流れ

工事の発注：施主から給水装置工事の依頼を受け、給水装置工事の施行契約を締結する。

↓
調 査：現地調査、水道事業者、関係官公署との協議

↓
計 画：給水装置の計画、工事材料の選定、給水装置設計図書の作成
給水装置の構造・材質基準に適合していることの確認
工事方法の決定、機械器具の手配

※変更が生じないように十分検討してください。

水道事業者の審査：設計審査、工事材料の確認

↓
工事の承認：給水装置工事承認証送付

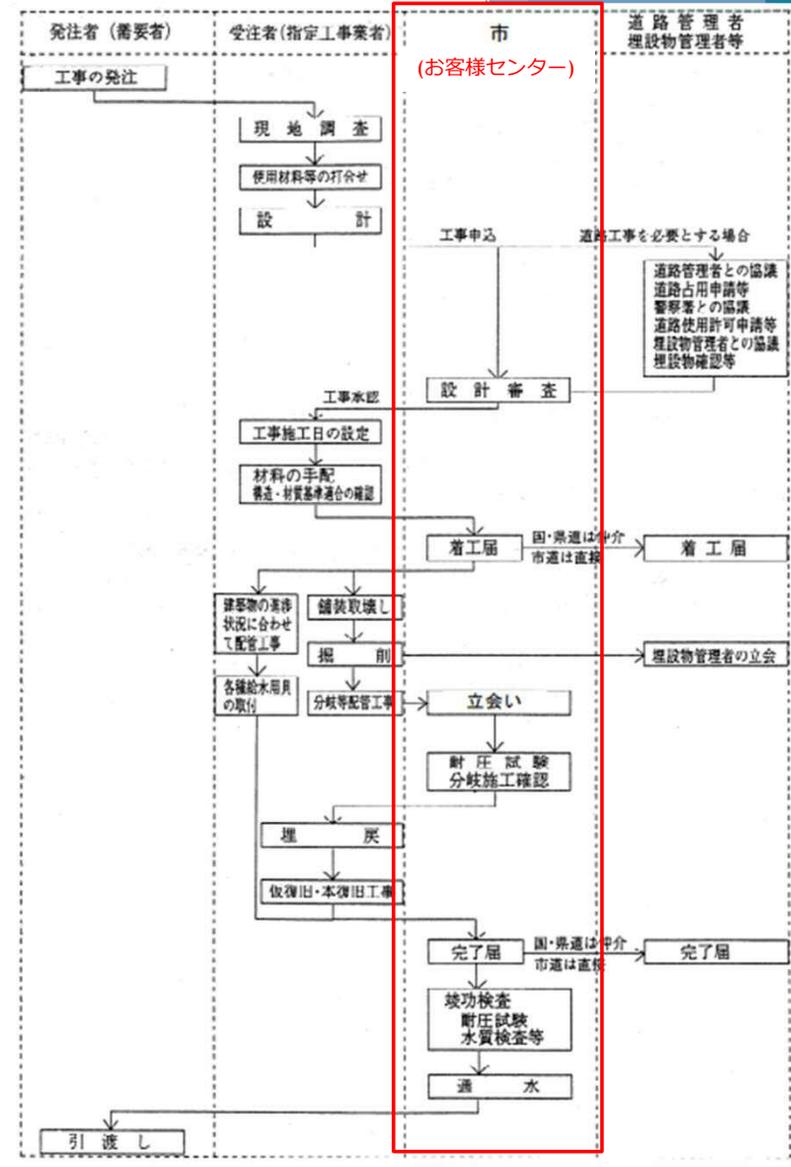
↓
道路占用申請：道路使用申請→申請の許可受取

↓
工事の施工：工程管理、品質管理、安全管理を徹底し、工事を施工する。
配水管からの給水管分岐工事、道路上工事に係る水道事業者との連絡調整、
関係建築業者等との連絡調整、給水装置の構造・材質基準に適合している
ことの確認

竣工検査：指定工事事業者及び水道事業者による工事の竣工検査

↓
通 水：水道事業者による通水

↓
引 渡 し：施主への引渡し



2. 工事申請の注意点

- (1) 申請書類と確認事項
- (2) 申請手数料
- (3) 新設工事の注意点
- (4) 改造工事の注意点
- (5) 撤去工事の注意点

(1) 申請書類と確認事項

事前協議がある場合

・給水装置工事の相談は、施行基準の原則的な話をしますが、詳しくは指定工事店に照会するよう指導しています。

指定工事店は、お客様の相談に応じて責任をもって申請の準備をしてください。

申請書類

- ・給水装置工事申込書（正・副）
- ・給水装置工事設計審査申請書
- ・給水装置工事承認証
- ・使用材料表
- ・位置図及び平面図

確認事項

- ・申請年月日の記入
- ・分岐口径等の記入（事前確認）
- ・所有者と申請者が同一人物か異なる場合→所有者変更の届出
- ・水理計算書（受水槽計算書）
- ・申請図面には管種や口径を記入
- ・図面の縮尺は原則1/100
- ・図面の上方を北とし、方位表示する
- ・現地確認は必ず行うこと

(2) 申請手数料

新設で分岐口径30mm以上の場合 . . .	10,000円
分岐口径25mm以下の場合 . . .	5,000円
改造で分岐口径を変更する場合 . . .	5,000円
分岐口径の変更がない場合 . . .	3,000円
撤去 . . .	0円

(3) 新設工事の注意点

新設工事

- ・ 配水管の分岐工事から第一止水栓までの工事は、予定栓の新設工事
- ・ 既設予定栓に接続する給水装置工事

(注1) 止水栓までの工事と、宅内の給水装置工事の業者が異なる場合、予定栓工事の竣工検査が完了してから、宅内の給水装置工事を受付しますので、注意してください。

※上記の例で、工事用としてすぐに水道を使用したい時は、予定栓工事ではなく、給水栓を含めた給水装置工事の申請を行い、その後に、改造工事で宅内の給水装置工事の申請をする方法もあります。

(注2) 撤去栓へ接続する新設工事で水が出ない場合は、施主の負担

(4) 改造工事の注意点

改造工事

- ・ 簡易水洗トイレから水洗トイレへ改修する際には、給水装置の改造工事申請が必要となります。申請漏れのないようにお願いします。

- ・ 受水槽交換のみの工事の場合も、給水装置の一次側の改造が伴いますので、改造工事申請が必要となります。

(簡易専用水道施設設置届出・小規模貯水槽届出の変更も必要)

(5) 撤去工事の注意点 (1)

給水管の範囲（給水装置）は、
水道本管取出部から蛇口まで

- ・ 建物を解体する場合

給水装置も同時に解体されますので、事前に給水装置の申請が必要です。

- ◎ 更地にして、水を使わない場合

⇒ 撤去申請

- ◎ 新築する場合や、一部水栓が残る場合

⇒ 改造申請

※メーター器だけが残ることはあり得ない

・ 無届けで建物解体を行い、給水装置を破損させる事故が発生しております。

・ 無届工事は条例違反となり罰則を科されるだけでなく、事故により周辺に断水や赤水が発生した場合は、復旧費用を全額負担していただく場合があります。

一関市水道課

建物の取壊しを計画されている方へ

建物内に水道水を供給する管を給水管といい、水道本管取出部から蛇口までを給水装置といいます。
建物を解体する場合、給水装置も同時に解体することになるので、事前に給水装置工事の撤去申請が必要となります。申請は市が指定した給水装置工事事業者以外にはできませんので、一関市指定の給水装置工事業者に依頼してください。尚、撤去申請の際、市に納付する手数料はかかりません。

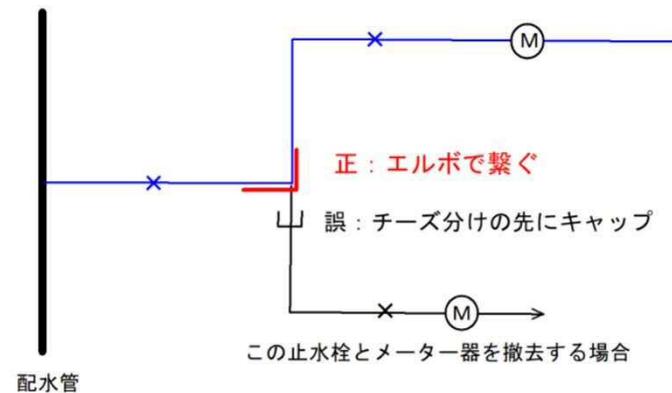
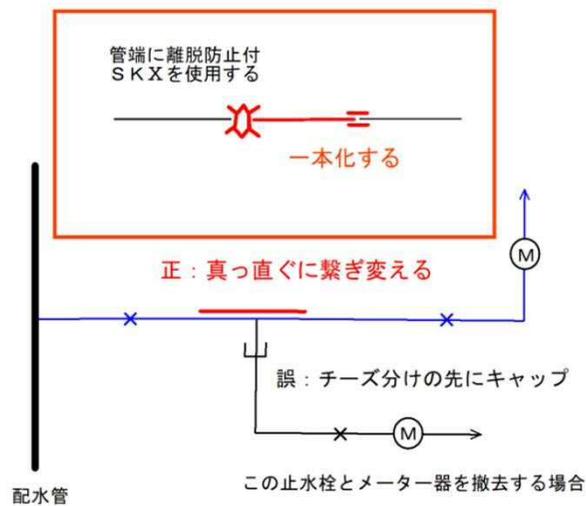
※無届けで撤去工事を行い給水装置を破損する事故が発生しております。無届工事は条例違反となり罰則を科されるだけでなく、事故により周辺に断水や赤水が発生した場合は、復旧費用を全額負担していただく場合があります。

お問合せ先
(一関、花泉地域)
一関市水道お客様センター 電話：0191-21-8562
(大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域)
一関市水道お客様センター千厩 電話：0191-53-2130

(5) 撤去工事の注意点 (2)

撤去工事

- 共有管から枝分かれしている給水管の止水栓およびメーター器の撤去は、改造工事ではなく撤去工事となります。



3. 施工中の留意点

- ・ 工事承認後、工事着手前に「着工届」を提出してください。
- ・ 分岐工事は、原則として、火・水・木曜日をお願いします。
(月曜日・金曜日は、万が一の事故対応が難しいため)
- ・ 立会を必要とする分岐工事は、以下のとおりです。
 - ①分岐口径がΦ30mm以上の場合
 - ②市内での分岐工事の実績が少ない工事事業者の場合
 - ③送水管、高圧管等が輻輳していたり、配水管が複雑に交差しているなど、市が立会を必要と判断する場合

4. 竣工検査について

- (1) 提出書類
- (2) 工事写真
- (3) 給水装置の誤接続対策
- (4) 現地での検査事項

(1) 提出書類

- ・ 竣工検査願
- ・ 竣工検査申請書
- ・ 竣工図 ←
- ・ 竣工検査表
- ・ 工事写真集
- ・ 使用材料一覧表
- ・ 公道内使用材料表（本管取出しを含む工事）
- ・ （本メーターの開始届や小規模貯水槽設置概要書等）

竣工時に承認図と異なる給水装置工事は認められない

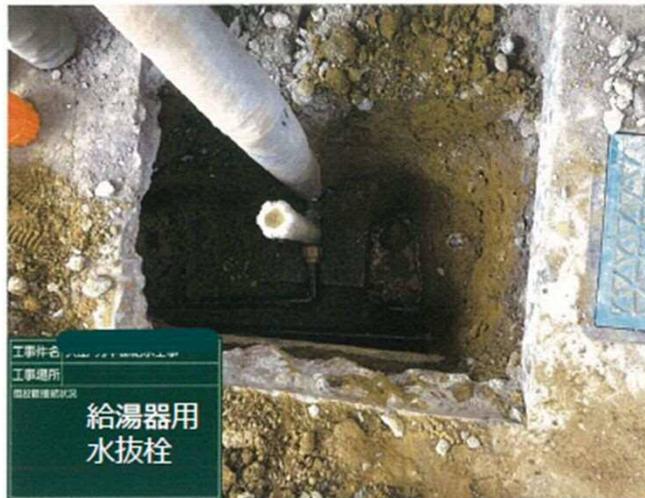
- ・ 管種、口径の表示
- ・ 図面の縮尺は原則1/100
- ・ 図面上方を北に方位表示
- ・ 止水栓オフセット表示 他

※施行基準P89～P93

6.3図面作成基準（2）竣工図面

(2)-1 工事写真(新設工事の予定栓以降)

①水抜栓設置状況



※竣工図と比較して、
どの水抜栓か分かるよう、表示すること

②給水管布設状況



※布設延長が長い場合は、布設位置が確認できるように表示し、撮影箇所も増やすこと

(2)-2 工事写真(新設工事の予定栓以降)

③耐圧試験状況



※現地検査にて実施する場合は写真不要。

※改造工事においては配管工事を伴う場合、耐圧試験を行うこと。
なお、現場状況により試験が行えない場合は、市に報告のこと。

(2)-3 工事写真(新設工事の予定栓以降)

④自圧測定状況



全景写真



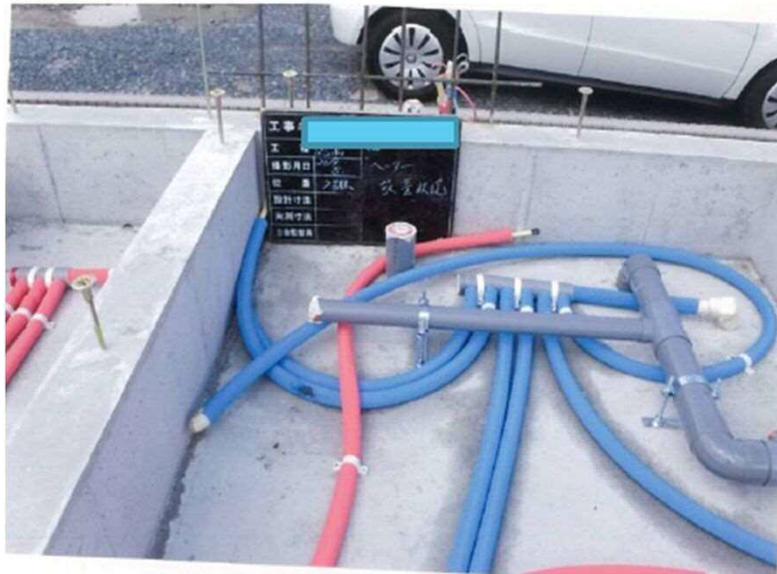
接写写真

※現地検査で実施する場合は、写真不要。

戸別減圧弁設置の際は、**減圧前**と**減圧後**の写真が必要。

(2)-4 工事写真(新設工事の予定柱以降)

⑤ヘッダー設置状況 (給水ヘッダーを設置した場合)



・ 施工した全箇所の写真

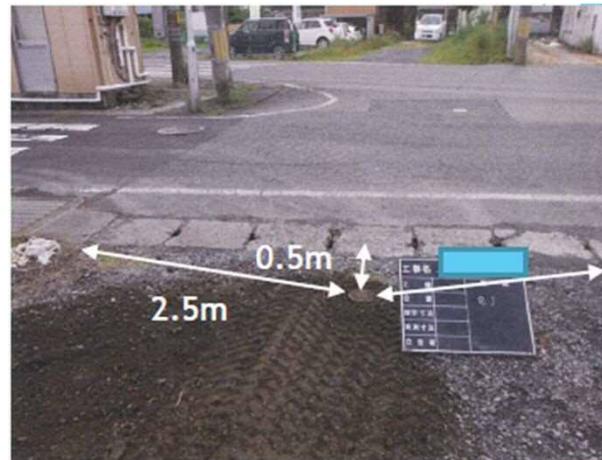
(2)-5 工事写真(撤去工事の場合)

①分水止め、キャップ止め完了状況



- ・分水栓閉栓キャップが写るようにすること

②埋戻し完了状況(現地検査を実施しない場合)



- ・埋め戻し完了写真は、施工した全箇所

③止水栓オフセット測定状況(現地検査を実施しない場合) 3点全景、接写各1枚以上

(2)-6 工事写真(分岐工事の場合)

①穿孔状況 (1枚以上)



②コア取付け状況 (施工前、後、各1枚)



挿入前



挿入後

(2)-7 工事写真(分岐工事の場合)

③分水時の耐圧試験状況



全景写真



接写写真

(2)-8 工事写真(分岐工事の場合)

④自圧測定写真



全景写真



接写写真

(2)-9 工事写真(分岐工事の場合)

⑤フィルム取り付け完了写真



(3) 給水装置の誤接続対策

○厚生労働省事務連絡(平成20年7月22日)
「給水装置工事における誤接続防止について」

有害物質や**汚染水**が給水栓から流出するといった事故は
絶対に起こしてはならない。



- 水質汚染等危険性の高い施設(業種)への**立入検査**
- 給水装置工事における誤接続防止対策のための**意識啓発**
- **残留塩素量の確認を徹底**

【事件事例】

- 他の水管との誤接合
- 温泉水の施設との誤接合
- 工業用水道との誤接合
- 水道水に冷却水（油分を含む）が混入する事故
- 専用水道との誤接合 等

【事件事例掲載箇所】

公益財団法人給水工事技術振興財団HP→関連資料
→給水装置の事件事例に学ぶ

公益財団法人給水工事技術振興財団のホームページ

給水装置の事件事例に学ぶ

水運事業者の配水管と一体をなす給水装置は、水運事業者と需要者の接点にあるもので、需要者は安全な水を安定して供給することほもとより、末期の給水用具から汚染された水が配水管内に逆流しないことが求められています。

一方、水運で得られる水圧や安定した水質、水運は利用価値が高いので、給水装置の基準に適合しない器具や他の水管のバックアップ用として接続され、水質事故を起こすことがあります。また、不適切な工事や取り扱い、給水用具等の経年劣化による機能や性能の低下により、水質異常、濁水、給水装置以外の水の逆流、フオートハンマ等の事故を起こすことがあります。

このような事故の経験は、再発防止の技術の伝承に極めて重要なものであるにもかかわらず積極的に公表されることは少なく、事故に関わった方たちの記憶の中にとどまってしまうことが多いのが実態です。

本会は、当財団のアンケート調査結果をベースに、厚生労働省のホームページ、インターネット情報、新聞報道等により得た事件事例のほか、事故防止に関連した厚生労働省の通知文等を掲載しています。

事件事例は、事業の記録であり事故対応や再発防止の重要な教本といえます。本会が給水装置工事に関わる給水装置工事主任技術者や配管技師、水運事業者の技術職員の方々に業務遂行の一助になれば幸いです。

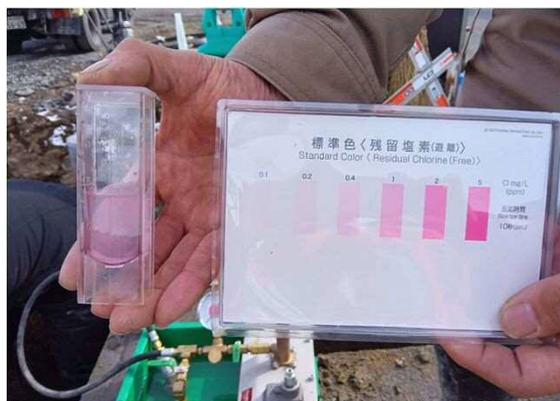
給水装置の事件事例に学ぶ

(3)-1 分岐穿孔後の残留塩素の確認について

①採水状況写真



②測定結果写真

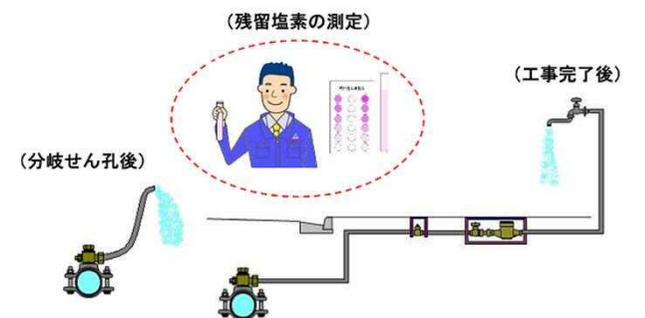


分岐立会がある場合、お客様センターで測定。
分岐立会が無い場合、①②の写真を竣工検査時に提出。

立会の条件 市外指定給水装置工事業業者：全件立会
市内指定給水装置工事業業者：30mm以上の分岐

※承認証の施工条件欄 分岐工事立会有・無のスタンプを確認願います。

残留塩素の量の確認



※ 残留塩素の測定は、取出し工事の際には分岐部において、工事完了後は末端給水栓において行い、水道水であることを確認する。

引用 公益財団法人 日本水道協会『指定給水装置工事業業者研修テキスト 2024』、2024版、P49、図4-1-1

(4) 現地での検査事項

基準様式第3号

給水装置工事竣工検査表・工事写真集

取 受	年 月 日	承 認 番 号	工 事 第 号	
給水装置工事 施 工 場 所	一 関 市			
申 込 者		指定給水装置 工事事業者名		
給水装置工事 主任技術者氏名		検査年月日	年 月 日	
検 査 項 目	施工者による 事 前 検 査	水道部検査		
		第1回	第2回	
1、給水装置位置は竣工図どおりか	合	合・否	合・否	
2、止水栓ワレットは正確か	合	合・否	合・否	
3、メーターの位置はよいか	合	合・否	合・否	
4、ウォーターハンマーは起こらないか	合	合・否	合・否	
5、道路復旧は行われているか	合	合・否	合・否	
6、特殊器具の型式承認はあるか	合	合・否	合・否	
7、指定写真はあるか	合	合・否	合・否	

▶その他

- ・メーター番号が市から出庫したものと合致しているか
- ・メーター方向等設置が適切か
- ・計測した自圧が所定の条件を満たしているか
(※減圧弁の設置)
- ・残留塩素が0.1mg/L以上検出されるか
- ・止水栓の開閉操作ができるか
- ・自家水を併用している場合、市水道と接合されていないか
(※クロスコネクション)

クロスコネクションの禁止

